

令和6年度保育士就職準備金貸付事業 募集要項

社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会

1. 事業の目的

保育士の資格を持っている方の就職（再就職）のための準備に必要な費用の貸付を行い、長崎県の保育人材の確保及び定着を図ることを目的とします。

2. 貸付対象者

次の要件を全て満たす者。

- ①保育士登録後1年以上経過していること。
- ②認可保育所等の施設（注1）を離職後1年以上経過していること。
または認可保育所等の施設での勤務経験がないこと。
- ③県内の保育所等（別表）に新たに保育士として週20時間以上勤務すること。
- ④保育士修学資金貸付の「就職準備金」の貸付を受けていないこと。

（注1）認可保育所等の施設

- ・認可保育所及び幼保連携型認定こども園
- ・家庭的保育事業
- ・小規模保育事業
- ・事業所内保育事業
- ・幼稚園

3. 貸付額、内容

一人一回 200,000円を限度

利子・・・無利子

4. 申請書類

- ① 貸付申請書（様式第1-3号）
- ② 個人情報取扱い同意書（様式第2号）
- ③ 借用書（様式第3-3）
- ④ 振込口座通帳の写し（表紙裏の写し）
- ⑤ 雇用契約書の写し
- ⑥ 住民票（申請者・連帯保証人）世帯の全員
※世帯の全員、続柄を含む、個人番号は含めない。
- ⑦ 保育士証の写し
- ⑧ 申請書セルフチェックシート（様式第19号）

5. 連帯保証人

一定の給与・事業収入のある方1名が必要です。

6. 返還猶予及び返還免除、返還

- 保育所等（別表）において児童の保育等に引き続き従事している間、返還は猶予されます。この間、定期的または随時の就労等の確認、報告が必要となります。
- 保育所等（別表）において児童の保育等に2年間引き続き従事した場合は返還が免除されます。（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなします。ただし、当該業務従事期間には算入しません。）
- 保育所等の業務に従事する意思がなくなった場合、返還が必要となります。
※災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除きます。

7. 貸付金申請書の提出先

長崎県保育協会に提出してください。

〒852-8104 長崎市茂里町3-24 長崎県総合福祉センター3F

8. 貸付の決定、送金

完備した書類を本会において受理後、申請書類を審査し、貸付けの可否を決定します。承認の場合、決定と同時に送金を行い、「資金交付通知書」を送付します。

送金額は、収入印紙額（借入額 10 万円以下 200 円、10 万円超 400 円）を差し引いた額です。

9. 問い合わせ先

〒852-8555 長崎市茂里町3番24号 長崎県総合福祉センター
社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会 福祉人材センター 貸付担当
TEL 095-846-8656

10. 規程、手引き

- (1) 本件事業の詳細は、「長崎県保育士就職準備金貸付の手引き」及び「長崎県保育士就職準備金貸付規程」を参照ください。
- (2) 必要な様式は、長崎県社会福祉協議会のホームページからダウンロードして作成してください。

URL <http://nagasaki-pref-shakyo.jp>

・各種様式

様式No.	様式名
様式第 1-3 号	長崎県保育士就職準備金貸付申請書
様式第 2 号	保育士就職準備金貸付における個人情報の取り扱いについて (同意書)
様式第 3-3 号	長崎県保育士就職準備金借用書
様式第 19 号	申請書セルフチェックシート

別表 貸付資金の返還債務の免除に係る施設・対象事業等(例示)

<p>長崎県内の施設・対象事業等</p> <p>ア 児童福祉法 7 条 保育所、幼保連携型認定こども園、</p> <p>イ 学校教育法第 1 条 ・幼稚園(預かり保育を常時(週 5 日以上)実施している場合) ・ウに定める「認定こども園」への移行を予定している施設</p> <p>ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 6 項 ・認定こども園</p> <p>エ 児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項～第 12 項の事業 児童福祉法第 34 条の 15 第 1 項の規定により市町村がおこなうもの及び、同条 2 項の規定 による認可を受けたもの ・家庭的保育事業</p> <p>オ 児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項 ・病児保育事業(児童福祉法第 34 条の 18 第 1 項の規定による届出を行ったもの)</p> <p>カ 児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項 ・一時預かり事業(同法 34 条の 12 第 1 項の規定による届出をおこなったもの)</p> <p>キ 子ども・子育て支援法第 30 条第 1 項第 4 号 ・離島その他の地域において特例保育を実施する施設</p> <p>ク 児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は第 39 条第 1 項に規定する 業務を目的とする施設であって法第 34 条の 15 第 2 項、第 35 条第 4 項の認可又は認定子ども園 法第 17 条第 1 項の認可を受けていないもの(認可外保育施設)のうち、地方公共団体における 単独施設(いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの)において保育を行っている施設</p> <p>ケ 企業主導型保育事業</p>
--